

函館市監査公表第34号

函館市長から、平成27年度行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年10月6日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

函 子 企
平成28年9月21日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成27年8月4日～平成28年3月25日	講評日	平成28年3月29日
調査対象事項名	市の刊行物について		
指摘事項 、意見・要望事項			
ホームページとの連携において、大きなデータサイズのものについてはデータの分割やサイズの縮小等を行うことが適当である。			
措置内容 、対応・考え方			
ホームページに掲載している対象刊行物について、頁数を考慮のうえ、全体版（印刷用）および分割版（表示用）を作成したほか、ファイルサイズを10メガバイト以内に収めることを徹底し、閲覧者の利便性向上に努めたところです。			